

平成26年（2014年）第3回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成26年11月27日（木曜日）

招集年月日 平成26年11月27日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年11月27日（木）

応招議員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	7 番	家崎仁行
8 番	玉津 充	9 番	奥村武生
10番	東 篤布	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑 正量	15番	川端龍雄
16番	平野倭規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

6 番 入江康仁

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	下田二一
会 計 管 理 者	脇 博彦	総 務 課 長	堀 秀俊
財 政 課 長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	中村吉伸
住 民 課 長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷眞吾
環境管理課長	玉津裕一	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	植地俊文
水 道 課 長	久保健作	海山総合支所長	上村康二
教 育 長	安部正美	学校教育課長	玉津武幸
生涯学習課長	宮原俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

議事日程 (第1号)

- |     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名                     |
| 第 2 | 会期の決定                          |
| 第 3 | 諸般の報告                          |
| 第 4 | 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて       |
| 第 5 | 議案第61号 上告の提起及び上告受理の申立てについて     |
| 第 6 | 議案第62号 平成26年度紀北町一般会計補正予算 (第4号) |

会議録署名議員

16番	平野倅規	18番	北村博司
-----	------	-----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

---

**中本 衛議長**

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、6番 入江康仁君から、所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまから、平成26年第3回紀北町議会臨時会を開会します。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、報道関係者の撮影等を許可することにいたします。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

**谷 吉希議会事務局長**

それでは、議事日程を朗読いたします。

平成26年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年11月27日木曜日 午後1時30分開議

- |    |                               |
|----|-------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名                    |
| 第2 | 会期の決定                         |
| 第3 | 諸般の報告                         |
| 第4 | 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて      |
| 第5 | 議案第61号 上告の提起及び上告受理の申立てについて    |
| 第6 | 議案第62号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第4号） |

以上でございます。

**中本 衛議長**

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1**

**中本 衛議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に

16番 平野倅規君

18番 北村博司君

のご両名を指名します。

---

## 日程第2

中本 衛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本 衛議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

## 日程第3

中本 衛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

先ほど、午前中に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は3件であります。

付議事件については、専決処分の承認を求めることについて、上告の提起及び上告受理の申立てについて、平成26年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の議案3件についてでございます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成26年度普通会計の9月分と平成26年度水道事業会計の9月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

**中本 衛議長**

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

各議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**中本 衛議長**

異議なしと認めます。

したがって、各議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

---

#### 日程第4

**中本 衛議長**

それでは、日程第4 議案第60号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

皆さん、こんにちは。今日はですね、午前中には全協を開いていただきまして、また、今、臨時会ということで、皆さん、お疲れのところ、大変申し訳ございません。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

早速でございますが、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについてであります。11月21日の衆議院解散にともなう衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の執行に際し、早急に準備を開始する必要が生じたことから専決処分をしたものでございます。

予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億51万3,000円とするものであります。

どうかよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**中本 衛議長**

続いて、内容説明を求めます。

井谷財政課長。

**井谷 哲財政課長**

それでは、議案第60号の内容説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成26年11月27日提出

紀北町長 尾上壽一

続いて、2ページをご覧ください。

専決第2号 専決処分書

平成26年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成26年11月21日

紀北町長 尾上壽一

それでは、専決した予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

平成26年度紀北町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億51万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

予算書の6ページをご覧ください。

第14款 県支出金、第3項 委託金、第1目 総務費委託金は、1,710万円を増額し、4,961万3,000円とするものであります。12月2日告示、14日投票予定の第47回衆議院議員総選挙及び最

高裁判所裁判官の国民審査にかかる執行委託金の増額によるものであります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

第2款 総務費、第4項 選挙費、第6目 衆議院議員選挙費は、1,698万円を新たに増額するものであります。衆議院議員選挙の執行経費であります。

第8目 最高裁判所裁判官国民審査費は、12万円を新たに増額するものであります。最高裁判所裁判官国民審査の執行経費であります。

続きまして、8ページをご覧ください。

給与費明細書であります。1の特別職につきましては、衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の選挙執行にかかる投開票、管理者や投開票立会人等の報酬191万4,000円を増額し、補正後の総額としましては、1億5,453万円とするものであります。

9ページをご覧ください。2の一般職につきましては、同じく選挙執行にかかる時間外勤務手当496万2,000円及び管理職特別勤務手当62万4,000円、合わせて558万6,000円を増額し、補正後の総額としましては、12億2,621万2,000円とするものであります。

以上で、平成26年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

**中本 衛議長**

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（ 発 言 す る 者 な し ）

**中本 衛議長**

以上で、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（ 発 言 す る 者 な し ）

**中本 衛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（ 発 言 す る 者 な し ）

**中本 衛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第60号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**中本 衛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第5

**中本 衛議長**

続いて、日程第5 議案第61号 上告の提起及び上告受理の申立てについてを議題とします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、議案第61号 上告の提起及び上告受理の申立てについてであります。損害賠償等請求控訴事件の判決に対しまして、上告の提起及び上告受理の申立てをしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**中本 衛議長**

続いて、議案第61号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

**久保健作水道課長**

それでは、議案第61号につきまして、ご説明させていただきます。

議案第61号 上告の提起及び上告受理の申立てについて

損害賠償等請求控訴事件の判決について、次のとおり、最高裁判所へ上告の提起及び上告受理の申立てをしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月27日提出

紀北町長 尾上壽一



1 第2審事件名

平成25年（ネ）第706号損害賠償等請求控訴事件

2 第2審判決の要旨

1 1審被告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(1) 1審被告は、1審原告に対し、3,908万8,500円及びこれに対する平成7年5月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え

(2) 1審原告のその余の請求を棄却する。

2 1審原告の控訴を棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを100分し、その1を1審被告の負担とし、その余を1審原告の負担とする。

4 この判決は、1項(1)に限り、仮に執行することができる。

3 当事者

上告人兼申立人（第1審被告、第2審被控訴人兼控訴人）

紀北町

代表者

町長 尾上壽一

被上告人兼相手方（第1審原告、第2審控訴人兼被控訴人）

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2715番地の6

有限会社 浜千鳥リサイクル

代表取締役 中子ゆり

4 訴訟物の価格

3,908万8,500円

5 上告の趣旨

原判決中、一審被告敗訴部分を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

6 上告受理の申立ての趣旨

(1) 本件上告を受理する。

(2) 原判決中、一審被告敗訴部分を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

7 上告の提起及び上告受理の申立ての理由

第2審判決は、本件処分につき、①国家賠償法上の違法性、②故意過失、③損害の一部に

つき、町の主張を認めなかった。

しかし、第2審判決には、審理不盡、理由不備、理由齟齬及び経験則違反並びに法令の解釈等の誤りがある。

本件処分につき、①国家賠償法上の違法性、②故意過失がないことはもとより、損害及び損害との因果関係について、すべてについて認めるべきではない。

この点、第2審判決には不服があるので、上告の提起及び上告受理の申立てをするものである。

## 8 管轄裁判所

最高裁判所

## 9 本件に関する取り扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

提案理由、損害賠償等請求控訴事件の第2審判決の内容の一部は不当なものであり、承服することはできないので、有限会社浜千鳥リサイクルを相手方として、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをしたいので提案する。

次のページからは参考資料といたしまして、事件の経緯をつけさせていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

## 中本 衛議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

18番 北村博司君。

## 18番 北村博司議員

参考資料として事件の経過が出ていますが、この前訴は、これはかつて役場が作成した関係経過という文書ですが、平成5年の11月5日から始まっているわけですね。この時とは世代が随分、町民の世代も変わってしましまして、今の町民の多くがご存じないかと思うので、今回、議会で議決されて、最高裁受理されましたら、何らか、広報なり何らかで過去の経緯をですね、この今の損賠の関係だけじゃなしに、前訴の、その始まる前からの経過、これは私が手元に持っているくらいなので、多分、役場のほうにはあると思うのですよ。産業廃棄物中間処理施設事前申請関係経過という、これは何課が作ったのか書いていないけれども、そういうものも囁

み碎いで、一つ町民にきちんと周知徹底したほうが私はいいかなと思うんです。新しい世代、町民に引き継がれて、今後もどれだけか、さらにそういう法廷の場で争われることですので、いかがでしょう。お持ちだと思うのですよ。こういう過去の経緯、あるんやろ。そやでいかがでしょう、町民に説明されたらいかがですか。

**中本 衛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員おっしゃるのはもっともだと思います。そういった意味でもホームページのほうへ前訴からずっと経緯をあげておりますので、また、こういったものが進んでいった段階で、どういうふうな形でお知らせすればいいかということも検討させていただきたいと思います。

**中本 衛議長**

ほかに質疑される方はいませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**中本 衛議長**

ないようですので、続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**中本 衛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**中本 衛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第61号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**中本 衛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第6

### 中本 衛議長

続きまして、日程第6 議案第62号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、議案第62号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。水道関係訴訟事業におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,351万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,402万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細については、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

### 中本 衛議長

続いて、議案第62号についての内容説明を求めます。

井谷財政課長。

### 井谷 哲財政課長

それでは、議案第62号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成26年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

平成26年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,351万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,402万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月27日提出

紀北町長 尾上壽一

この予算は、先ほどの議案第61号と同様、損害賠償等請求控訴事件の判決を受け、上告の提

起及び上告受理の申立てをするにあたり、補正しようとするものでございます。

内容につきましては、予算に関する説明書で、まず歳出から説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 一般訴訟費は、8,351万円を増額し、9,139万3,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、上告の提起及び上告受理の申立てにかかる弁護士への契約着手金等として、第12節 役務費を624万円増額するほか、今後の打合せ等に要する経費と、これまでに要した控訴に関する経費との差額として、第8節 報償費の減額や第9節 旅費の増額、損害賠償等請求控訴事件判決に伴う賠償金として、第22節 補償、補填及び賠償金を7,726万2,000円増額するものでございます。

次に、その財源となる歳入でございますが、6ページにお戻りください。第17款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金を8,351万円増額し、2億2,789万1,000円とするもので、今回の補正にかかる財源として、財政調整基金を取り崩すものでございます。

以上で、平成26年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 中本 衛議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

5番 瀧本 攻君。

#### 5番 瀧本 攻議員

全協にちょっと出ていなくて、議員の全協、聞いたんですけども、この賠償金ですね、これは7,726万2,000円ですね。これはいつまで、12月の何日までの分を含んでいるんですか。それをちょっと教えてください。10日ですか。10日だったら、もっと少ないと思うけど。

#### 中本 衛議長

水道課長。

#### 久保建作水道課長

期間ですが、平成7年5月31日から、平成26年12月10日までをみております。判決から控訴までの期間の2週間をみて、最終日にあてております。上告の。12月10日までとなっております。

#### 中本 衛議長

瀧本 攻君。

**5番 瀧本 攻議員**

そうすると、来週の早々に積み立てるの。10日までに積み立てるの。そのへんのところの日にちははっきりしておるんですか。弁護士との打ち合わせは。細かい数字ですけどね。弁護士はおっしゃいましたけどね、私も、計算しましたら、11月末で大体7,719万9,000円くらいだったと。11月エンドでね。これはですね、10日に持っていくわけですか、積み立てるんですか。それともその。早く積み立てないといけないのと違うの。その辺のところの説明。

**中本 衛議長**

水道課長。

**久保健作水道課長**

本日ですね、議決をいただきましたら、明日、上告の手続きを楠井法律事務所のほうでしていただきます。その後、その手続きを提出した後ですね、法務局からどれだけという、すみません、裁判所から命令が来ますので、その通知をもって支払をいたします。供託をいたします。以上です。

**中本 衛議長**

5番 瀧本 攻君。

**5番 瀧本 攻議員**

そうすると、これは予測の金額として考えていいわけですね。

**中本 衛議長**

副町長。

**下田二一副町長**

先ほど、申しあげましたように、裁判所に対しまして、強制執行の停止の申立てをします。そして、決定がいついただけるか、いただけないかもしれないのですけれども、それは予想できませんので、上告の期限、目一杯の上限額ということで要求させていただきました。

**中本 衛議長**

よろしいですか。ほかに質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**中本 衛議長**

ないようですので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**中本 衛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**中本 衛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第62号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**中本 衛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

**中本 衛議長**

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

---

**中本 衛議長**

それでは、これで平成26年第3回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 2時 03分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 26年 11月 28日

紀北町議会議長 中本 衛

紀北町議会議員 平野倅規

紀北町議会議員 北村博司